

◆福生市社会福祉協議会 (南田園2-13-1福祉センター内) ☎552・2121 ☎553・7532
ボランティアの育成や障害者の移送サービス、生活福祉資金の貸し付けなどを担当しています。

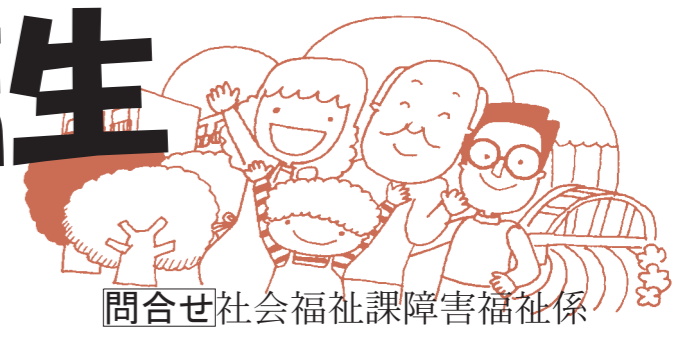
◆東京都心身障害者福祉センター (新宿区戸山3-17-2) ☎03・3203・6141 ☎03・3203・6185
同多摩支所 (国立市富士見台2-1-1) ☎573・3311 ☎576・5295
身体障害者手帳や愛の手帳の診断・判定及び発行、補装具・更生医療の判定のほか障害者(児)の医療・

教育・職業・生活などの総合的相談に応じています。(更生医療は本所のみ)
◆立川児童相談所 (立川市曙町3-10-9) ☎523・1321 ☎526・0150
18歳未満の児童に対する児童施設への入所措置、愛の手帳の判定などを行います。

市役所以外の相談窓口

みんなで支え合っまち福生

心身に障害のある方へ 主な福祉施策を紹介します



問合せ社会福祉課障害福祉係

医療・手当等

◆更生医療
身体に障害がある方が、障害の程度を軽くしたり、取り除いたりするための医療費を助成。
【対象】18歳以上で東京都心身障害者福祉センターの判定に基づき該当すると認められた方。

◆心身障害者(児) 医療費助成
身体障害者手帳1級、2級(内部障害は3級)または愛の手帳1、2度の方の医療費の一部を助成。
◆心身障害者扶養年金
あらかじめ掛金を納めると、障害者の保護者が死亡した場合などに年金を支給。

◆心身障害者福祉手当
【対象】身体障害者手帳1、4級の方、愛の手帳をお持ちの方及び脳性マヒ、進行性筋萎縮症の方(所得制限、年齢制限等の支給条件により受給できない方もいます)。
◆特別障害者手当
【対象】20歳以上で心身に著しい障害があり、常時特別な介護が必要と認められた方。
◆障害児福祉手当
【対象】20歳未満で心身に著しい障害があり、常時特別な介護が必要と認められた方。
◆東京都重度心身障害者手当
【対象】重度の知的障害のある方。

◆心身障害者自動車ガソリン費用助成事業
前記の心身障害者タクシー利用券を受けられる方と同じ条件で、ガソリン費用の一部を助成(タクシー利用券を給付された方は除く)。
▽テレビ受信料の減免
▽都営交通の割引
▽民営バスの割引
▽民営鉄道の割引
▽航空運賃の割引
▽有料道路通行料金の割引

◆心身障害者自動車ガソリン費用助成事業
前記の心身障害者タクシー利用券を受けられる方と同じ条件で、ガソリン費用の一部を助成(タクシー利用券を給付された方は除く)。
▽テレビ受信料の減免
▽都営交通の割引
▽民営バスの割引
▽民営鉄道の割引
▽航空運賃の割引
▽有料道路通行料金の割引

住宅費・交通費等の助成

◆住宅設備の改善給付事業
日常生活を容易にするため、浴室や便所、居室などの住宅内部を改善する事業。
【対象】原則6歳以上65歳未満で、下肢または体幹にかかる障害が3級以上あるいは、補装具として車いすの交付を受けた内部障害者。
◆住宅家賃助成
身体障害者手帳1級・2級または愛の手帳1度・2度の方がかいて、市内に引き続き3年以上住所を有し、民間アパートなどに居住する世帯に家賃の一部を助成。
◆自動車改造費用助成事業
18歳以上で、下肢、下肢または体幹機能にかかる障害が1級・2級の重度身体障害者の方が、就労などのために自動車を取得して改造する場合に費用の一部を助成。

◆心身障害者自動車運転教習助成事業
市内に引き続き3か月以上住所を有する方で、身体障害者手帳3級以上(内部障害の方は4級以上、下肢または体幹障害については5級以上で歩行困難)の方及び愛の手帳4度以上の方の運転免許取得に必要な経費の一部を助成。
◆心身障害者タクシー利用券給付事業
【対象】身体障害者手帳2級以上の方(内部、下肢、体幹機能障害は3級以上)や愛の手帳2度以上の方、進行性筋萎縮症、脳性マヒの方(ガソリン費用助成を受けている方は除く)。

日常生活支援



る方、上・下肢に重度の機能障害のある方、重度の知的障害と身体障害のある方。

◆介護費用等助成事業
【対象】常時ねたきりの状態またはこれに準ずる状態が3か月以上継続している20歳以上の心身障害者を介護している方。入院している場合は、入院費用を負担している方。
◆特殊疾病患者福祉手当
【対象】国や都が指定している難病に患っている方(心身障害者福祉手当を受給している方は除く)。
◆児童福祉課児童保育係が窓口の手当

◆児童育成手当(障害手当)
【対象】次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方。
①身体障害者手帳おおむね1・2級程度
②愛の手帳おおむね1・3級程度
③脳性マヒまたは進行性筋萎縮症
◆特別児童扶養手当
【対象】次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方。
①身体障害者手帳おおむね1・3級程度
②愛の手帳おおむね1・3級程度
③日常生活に著しい制限を受ける状態の疾病・精神障害

◆心身障害者自動車ガソリン費用助成事業
前記の心身障害者タクシー利用券を受けられる方と同じ条件で、ガソリン費用の一部を助成(タクシー利用券を給付された方は除く)。
▽テレビ受信料の減免
▽都営交通の割引
▽民営バスの割引
▽民営鉄道の割引
▽航空運賃の割引
▽有料道路通行料金の割引

◆心身障害者自動車ガソリン費用助成事業
前記の心身障害者タクシー利用券を受けられる方と同じ条件で、ガソリン費用の一部を助成(タクシー利用券を給付された方は除く)。
▽テレビ受信料の減免
▽都営交通の割引
▽民営バスの割引
▽民営鉄道の割引
▽航空運賃の割引
▽有料道路通行料金の割引

介護人等派遣について



◆重度脳性麻痺者介護人派遣事業
20歳以上で脳性マヒによる障害の程度が1級の方が単独で野外活動することが困難な場合に派遣
◆手話通訳奉仕員派遣事業
身体障害者手帳をお持ちの聴覚・言語障害の方が、家庭生活や社会生活を営むうえで支障がある場合に派遣。

施設訓練等支援費

◆身体障害者援護施設
身体障害者福祉法に基づき、必要な治療や訓練を行うための入所(通所)施設。
【対象】18歳以上で身体障害者手帳を所持している方。
◆知的障害者援護施設
知的障害者福祉法に基づき、必要な指導や訓練を受けるための入所(通所)施設。
【対象】18歳以上で愛の手帳を所持している方。

日常生活支援

◆おむつ等助成事業
【対象】身体障害者手帳または愛の手帳を持っていて、常時寝たきりの状態の方(おおむね3歳以上65歳未満)。
◆寝具乾燥車派遣事業
重度の障害者で寝具の乾燥が出来ない方に月1回、寝具乾燥車を派遣。
◆重度身体障害者等緊急通報システム
18歳以上の1人暮らしなどの重度身体障害者(2級以上)、特殊疾病患者(都の医療券をお持ちの方)の緊急時に消防庁に通報することができ、地域通報協力体制で速やかな援助を受けることができるシステム。

◆補装具の交付・修理
【対象】身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持っている方で、補装具の交付や修理が必要な方。
◆日常生活用具給付事業
主に重度(身体障害者手帳2級以上)または愛の手帳2度以上)の心身障害者の方が日常生活を容易にするための用具を障害の状況により給付。
◆人工こう門・人工ぼうこう用具購入費助成事業
◆点字図書給付事業
購入費の一部を助成。

◆居室生活支援費
心身障害者の居室生活における、支援費制度の各種サービスとも、事業者の選定及び契約は利用者が行う。
◆居室介護
ホームヘルプサービスのことを指す。身体介護や家事援助など、日常生活の支援を受けることができる。なお、従来の視覚障害者ガイドヘルプサービスもこれに含まれる。
◆デイサービス
デイサービスセンターなどに通って訓練・創作的活動等を行う。市内では、18歳以上65歳未満の身体障害者を対象とした通所によるデイサービスを、福祉センター内にて提供している。

◆短期入所
ショートステイ。家庭において介護を受けることが一時的に困難な場合に、施設あるいは病院において介護を提供する。
◆地域生活援助
知的障害者に対するサービスで、グループホーム(生活寮)のこと。
◆居室介護
ホームヘルプサービスのことを指す。身体介護や家事援助など、日常生活の支援を受けることができる。なお、従来の視覚障害者ガイドヘルプサービスもこれに含まれる。
◆デイサービス
デイサービスセンターなどに通って訓練・創作的活動等を行う。市内では、18歳以上65歳未満の身体障害者を対象とした通所によるデイサービスを、福祉センター内にて提供している。

◆精神障害者のための支援
◆通院医療費の公費負担
在宅の精神障害者に対し、通院医療費を助成(医療費の5%は自己負担となりますが、全額無料になる場合もあります)。
【対象】精神疾患を有し通院している方。
◆小児精神障害者入院医療費助成
入院治療に要する費用を助成。
【対象】精神病室への入院治療を必要とする満18歳以下の方。
◆精神障害者ホームヘルプサービス
日常生活を営むのに支障のある方の家庭にホームヘルパーを派遣し、家事等を支援する。
【対象】精神障害者保健福祉手帳を持つ市内在住の方。

市内の障害者のための施設

◆心身障害者福祉施設れんげ園
心身に障害があり、就業が困難な方が社会的自立に必要な訓練及び指導を受けることを目的とした福祉施設。
◆知的障害者更生施設
知的障害者の方が施設に入所され、自立した生活を送るための指導・訓練を受ける福祉施設。支援費対象施設。

◆知的障害者グループホーム(生活寮)
現に就労等されている知的障害者の方たちが、数人で世話人と生活する福祉施設。
◆精神障害者グループホーム
回復途上にある精神障害者の方たちが、将来独立して生活できるよう期限付きで住まいを提供し、必要な支援を行う施設。
◆精神障害者小規模通所授産施設
回復途上にある精神障害者の方が、地域社会における自立を目指すための訓練等を行う福祉施設。

各種手当振込みのお知らせ

各種助成金振込みのお知らせ
高齢者住宅家賃助成金、



年末たすけあい運動「みんなでささえあうあったかい地域づくり」
期間12月1日～27日
市民の皆さん一人ひとりの温かいお気持ちと募金のご協力をお願いいたします。
問合せ福生市社会福祉協議会 ☎552・2121

介護費用等助成金(8ヶ月分)を、12月10日ごろに振り込みます。
問合せ介護福祉課高齢福祉係

各種手当等振込みのお知らせ
特殊疾病患者福祉手当、心身障害者福祉手当、介護費用助成金、障害者住宅家賃助成金を12月15日ごろに振り込みます。
問合せ社会福祉課障害福祉係

児童扶養手当を12月10日頃必振振返す予定です。
問合せ児童福祉課児童保育係



補助犬を同伴できる場所が広がりました
身体障害者補助犬とは、障害者の日常生活を支援する盲導犬・介助犬・聴導犬のことです。身体障害者の自立や社会参加を促進するため、身体障害者補助犬法が平成14年に施行されました。そして、この法の適用対象が今年の10月1日から拡大されました。これに伴い、今まで公共施設・公共交通機関での活動が主だった補助犬の活動できる範囲が、デパート、スーパー、ホテル、レストランなど不特定多数の人が利用する民間施設にまで拡大されました。
補助犬を同伴している方が、これらの施設を円滑に利用できるよう市民の皆さんの御理解と御協力をお願いします。



イラストは厚生労働省のホームページから抜粋

そのほか

◆知的障害者グループホーム(生活寮)
現に就労等されている知的障害者の方たちが、数人で世話人と生活する福祉施設。
◆精神障害者グループホーム
回復途上にある精神障害者の方たちが、将来独立して生活できるよう期限付きで住まいを提供し、必要な支援を行う施設。
◆精神障害者小規模通所授産施設
回復途上にある精神障害者の方が、地域社会における自立を目指すための訓練等を行う福祉施設。

◆国民年金だより
国民年金の
学生納付特例制度を
知っていますか
学生の方も20歳以上であれば、国民年金に加入し、保険料を納める義務がありますが、収入が少なく納めるのが困難な学生のために「学生納付特例制度」があります(一部該当しない学校もあります)。
この制度は、学生本人の所得が年間68万円(年収約133万円)以下の場合、申請して承認されると、保険料の支払が猶予されますし、納付特例期間中の事故や病気により一定程度の障害が残った場合は、障害基礎年金が受けられます。またこの期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されませんが、年金額には反

障害者の有料道路割引制度が改正されました

現在、該当する身体・知的障害者の方に有料道路の割引証を発行していますが、今後は手続きをすれば障害者手帳を提示するだけで割引証を使わずに割引ができるようになりました。

◆手続き 社会福祉課障害福祉係で申請をして手帳にスタンプを押します。その後は有料道路を利用するときスタンプの押された手帳を見せれば割引が受けられます(有効期限2年後の誕生日まで、有効期限2か月前から更新できます)。またETC利用でも割引が受けられるようになりました。

◆申請時に必要な書類
①身体障害者手帳又は愛の手帳
②手帳に登録番号等の記載を受けようとする自動車の自動車検査証
③運転免許証(本人運転の場合)
④割賦・リース契約書(割賦購入・リース車両の場合)
⑤委任状(代理人申請の場合)
◆ETC利用申請に必要な書類
①対象障害者本人名義のETCカード(対象障害者が未成年の重度障害者で本人以外の者の運転による割引の適用を受け、かつ本人の運転による割引の適用を受けない場合は、その親権者または後見人名義のETCカードを含む)
②登録を受けようとする自動車に設置されているETC車載器の「ETC車載器セットアップ申込書・証明書」

問合せ社会福祉課障害福祉係

問合せ保険年金課年金係または立川社会保険事務所 ☎523・0351